

環境教育等検討チーム報告書

平成 12 年 5 月

環境教育等検討チーム

【 目 次 】

はじめに	1
1. 環境教育・環境学習をめぐる状況の変化	2
2. 環境教育・環境学習に関する施策の実施状況及び評価	4
(1) 環境基本計画の実施状況	4
学校教育における環境教育の推進	4
社会教育等における環境教育の推進	5
広報の充実	7
(2) 個別分野の環境教育・環境学習	8
地球温暖化対策	8
廃棄物・リサイクル対策	8
(3) 実施状況の評価の在り方	10
評価手法の開発	10
個別施策ごとのフォローアップによる評価	10
3. 環境教育・環境学習の今後の方向	11
(1) 中央環境審議会答申で示された方向	11
(2) 答申における発想の転換	12
(3) 具体的施策の推進方策	14
人材の育成	18
プログラムの整備	18
情報の提供	19
環境教育・環境学習の場や機会の拡大	20
各種主体の連携	21
民間事業者等と環境教育	22
国際協力	22
(4) 個別分野における施策の方向	24
地球温暖化対策	24
廃棄物・リサイクル対策	24
おわりに	26
資料1 環境教育・環境学習をめぐる状況の変化	27
資料2 各主体の自主的積極的行動を促進するための取組について	51
資料3 環境庁における「各主体の自主的積極的行動を促進」するための施策の評価について	61

はじめに

環境教育・環境学習は、持続可能なライフスタイルや社会経済活動を実現する上で共通的な基盤となる重要な政策手段であり、特定分野のみに求められる取組ではない。今後の環境教育・環境学習の在り方については、平成11年12月に中央環境審議会から答申「これから環境教育・環境学習 - 持続可能な社会をめざして - 」(以下「答申」という。)が出されている。このため、環境教育等検討チームにおいては、答申を踏まえて検討を行った。

具体的には、環境教育・環境学習をめぐる様々な状況の変化の中で注目すべきトレンドを再整理し、現在の環境基本計画に規定された環境教育・環境学習に関する施策の施行状況をレビューした上で、答申に示された今後の方向性に沿って、環境教育・環境学習に関する施策の中長期的な展望について検討を進めた。

平成12年5月22日

主査 小澤 紀美子

メンバー 浅野直人
阿部治
江頭基子
幸田シャーミン
猿田勝美
村杉幸子

(参考)会合の経緯

第1回会合 2月28日

第2回会合 4月24日

第3回会合 5月15日

1. 環境教育・環境学習をめぐる状況の変化

環境教育・環境学習をめぐる様々な状況の変化の中で、注目すべき変化には、次のようなものがある。(資料1参照)

(環境問題の構造の変化)

今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの定着、人口や社会経済活動の都市への集中等を背景として、多様化、深刻化している。今日の環境問題は、従来の公害問題とは異なり、一企業内や産業界、一地域における対策のみでは解決し切れないものであり、その解決のためには、人々の生活や事業活動の在り方そのものを環境への負荷の少ないものに変えていくことが必要となっている。このような環境問題の構造の変化を背景に、各主体の自主的積極的取組による問題解決が重要となっている。

こうした認識の下、各主体の自主的積極的取組の促進を通じて、人間と自然との共生も含め、持続可能なライフスタイルや社会経済システムを実現していくための政策手法として、環境教育・環境学習がますます注目されつつある。地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策といった個別政策分野においても、環境教育・環境学習の果たす役割が高まっている。

(人口構成の変化)

我が国の人口は、およそ10年後をピークに減少に転ずることが予測されている。この背景には、最近の少子化の傾向がある。

年齢階層別の動向を見ると、就学年齢層の人口の割合は、現在の15%程度から緩やかに減少することが予測されている一方、65歳以上の高齢層の人口の割合は、現在の17%から、10年後には22%に、15年後には25%にと、急激に増加することが予測されている。

また、過去半世紀にわたって核家族化が進行しており、さらに、最近は一人暮らし世帯数が増加していることが注目される。

(場の変化及び多様化)

環境教育・環境学習の場という面から見ると、学校施設については、小・中学校の数は長期的に減少傾向にあり、高等学校の数には横這いの傾向が現れている。一方で、大学の数は、大学進学率の上昇を受けて、現在は緩やかに増加している。中でも環境について学ぶ学部や学科の新設が最近見られる。

一方、公民館、図書館、博物館等、学校以外の教育・学習施設の数が近年増加傾向に

あることが注目される。地方分権が進む中で、地域の特色に合わせて工夫された施設も整備されつつある。また、環境学習センター、環境情報センター、リサイクルプラザ等、地方公共団体の環境学習拠点施設については、いまだ絶対数は少ないものの、増加しつつある。

さらに、小川や里山等の身近な自然が減少する一方で、体験を重視した環境教育・環境学習の場としての自然のフィールドに対する需要が増大しつつある。

(担い手の変化)

様々な行政分野において、持続可能な社会の実現のための普及啓発や教育・学習施策が推進されつつある。このため、環境教育・環境学習の指導者に対する需要が増えている。また、環境教育・環境学習を行うN G O、団体、事業者の数は増加しており、環境教育・環境学習に関わるN G Oや団体、事業者、個人間のネットワーク化が進行している。

企業が地域社会に貢献するために行っている活動のうち、環境保全に関するものは上位にランクされている。一方、企業の環境保全に向けた自主的積極的な取組として、例えば、環境報告書、環境会計等、地域社会や消費者とのコミュニケーションを意識したものが増加している。また、企業内教育において環境保全への取組を取り上げる企業が増えている。

消費者教育等、これまで環境問題と直接の関連が薄かった分野においても、持続可能な社会の実現に資する内容の教育が行われるようになってきている。

(変化に対応した環境教育・環境学習推進の留意点)

以上のような変化等を踏まえると、まず、環境教育・環境学習の対象は、就学年齢層の児童、生徒等とするだけではなく、青壮年層、シルバー層まで含め広く国民全体としていくことが重要である。

就学年齢層の減少、大家族の減少や一人暮らし世帯数の増加という傾向及び環境問題の複雑化・多様化を踏まえると、学校や家庭が引き続き重要な環境教育・環境学習の場で有り続けるとしても、今後、公民館、図書館、博物館、児童館など学校以外の公的な施設や地方公共団体等の環境学習拠点施設、自然のフィールドが、環境教育・環境学習の場として重要な役割を担うことになるものと考えられる。また、環境教育・環境学習の場の確保という視点からも、体験の場としての多様な自然環境を保全することが求められる。

さらに、環境教育・環境学習の担い手としては、学校、家庭以外で環境教育・環境学習の機会を提供する能力を有するN G O、団体、企業等の役割がますます重要なものと考えられる。

2. 環境教育・環境学習に関する施策の実施状況及び評価

(1) 環境基本計画の実施状況

環境庁が取りまとめている政府全体の環境保全経費において、各省庁が環境教育・環境学習の関連施策として登録している施策を中心に、環境教育・環境学習に関する国の施策を現在の環境基本計画の構成に沿って整理すると、次のとおりとなる。

学校教育における環境教育の推進

ア. 初等中等教育

従来から、小・中・高等学校を通じて、社会科、理科、家庭科等において児童、生徒の発達段階に応じ環境教育が行われている。平成10年度に改訂された新しい学習指導要領により、従来の各教科に加え、各学校の創意工夫を活かして、環境、国際理解等の横断的・総合的な課題を学習する「総合的な学習の時間」が新設された。

(施策例)

- ・社会科、理科、家庭科等の各教科、道徳、特別活動において環境教育を実施（文）
- ・新しい学習指導要領により新設された「総合的な学習の時間」において各学校の判断により環境教育が実施可能（文）
- ・教員用の環境教育指導資料の作成（文）
- ・学校の施設を環境に配慮したものとして整備するため、公立学校及び私立学校においてエコスクール整備モデル事業を実施（文）
- ・環境学習フェアの開催、環境教育推進モデル市町村の指定、環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE）モデル校の指定（文）
- ・環境教育を担当する教員に対する研修（文）
- ・教科書への再生紙の使用等の促進（文）

イ. 高等教育

大学等において、環境学科等の環境を専門とする課程が増加しつつある。また、初等中等教育における環境教育・環境学習の需要の高まりに伴い、教員養成課程における環境教育の取扱いが重要となっている。

社会教育等における環境教育の推進

ア．学習拠点の整備

環境教育・環境学習の拠点としては、環境庁において地球環境パートナーシッププラザ、自然公園のビジターセンター等が整備されているほか、関係省庁において様々な施設が整備され、その事業の一環として環境教育・環境学習が実施されている。しかしながら、これらの施設相互間の連携は不十分な状況にある。

(施策例)

- ・地球環境パートナーシッププラザ（環）
- ・自然公園のビジターセンター、生物多様性センター等(環)
- ・共生プラン21、自然学習環境整備事業、緑のダイヤモンド計画、ふるさと自然ネットワーク整備事業等（環）
- ・自然の中での体験活動の情報提供等を行う子どもセンターの全国展開（文）
- ・国立青年の家、国立少年自然の家、ふれあい歴史のさとにおける自然体験の実践による環境教育・環境学習(文)
- ・国立科学博物館、国立オリンピック記念青少年総合センターにおける子どもの環境教育（文）
- ・博物館における環境学習（文）
- ・国立婦人教育会館における研修事業での環境教育・環境学習の機会の提供等（文）
- ・国営公園施設等における情報の提供（建）
- ・野営場等の施設整備（環）(文)
- ・児童館における環境学習（厚）

イ．学習機会の提供

学習機会の提供としては、子どもから高齢者まで様々な環境教育・環境学習の機会が提供されるとともに、事業者の自主的な活動を促すための支援が実施されている。また、地球温暖化対策を始め様々な個別政策分野において普及啓発活動が実施されている。

しかし、各省庁で類似の事業が重複して実施されるケースもあり、連携をとりつつ効果的な実施が必要な状況にある。

(施策例)

- ・こどもエコクラブ（環）
- ・シルバー層を対象とした環境教育（環）
- ・高齢者の社会参加活動の支援（文）
- ・環境調和型企業行動促進事業（通）
- ・地域における体験的環境学習モデル事業の実施（環）
- ・地球温暖化防止対策の国内普及・取組促進（環）

- ・地球温暖化防止のための民間事業者の自主的取組促進（環）
- ・温暖化防止のための国民参加による森林・緑の保全、創出（農）
- ・自然大好きクラブ（環）
- ・子どもパークレンジャー（環・文）
- ・国立公園等における自然観察会等の自然ふれあい活動の推進（環）
- ・緑の日の集い、自然に親しむ運動等（環）
- ・大自然の中での体験の機会を提供する青少年の野外教室モデル事業（文）
- ・各種公害規制実施のための事業者等への普及啓発（大気汚染、水質汚濁等）（関係省庁）
- ・身近な水辺環境等の再生事業（湧水、水辺）（環）
- ・交通公害対策としてのドライバーに対するマナー教育、ノー・マイカー・デーの実施等（関係省庁）
- ・近隣騒音防止のための普及啓発活動（環）
- ・市民参加による大気生活環境調査（環）
- ・住民自身のにおい再評価による悪臭防止モデル事業（環）
- ・産業廃棄物処理のための行政指導（厚）
- ・食品廃棄物の排出抑制のための製造業、流通業、消費者の協力（農）
- ・古紙リサイクル促進（通）
- ・植樹祭、緑の週間等の緑化運動の展開（農）
- ・水産資源の保護啓蒙研究事業（農）
- ・地域環境整備事業における環境教育（農村景観保全型の地域整備等）（北）
- ・農村におけるエコビレッジの形成、ビオトープの保全（農）
- ・省資源・省エネルギー型生活パターンの定着のための環境教育（経）
- ・生涯学習分野のN P Oとの連携によるまちづくり支援事業（文）
- ・子ども長期自然体験村事業（文）
- ・青少年の地域エコプログラム推進事業（文）

ウ．人材の育成・確保

人材の育成・確保に関しては、環境カウンセラーの登録等による民間における人材確保、環境教育・学習拠点で従事する専門家の研修等が実施されている。しかし、これらの人材活用方策については、いまだ不十分な状況にある。

（施策例）

- ・環境カウンセラー事業（環）
- ・自然解説指導者育成事業（環）
- ・高齢者の社会参加活動の支援（文）
- ・高齢者がボランティア活動に参加するための情報提供、相談、アドバイス（文）
- ・自治体職員等に対するダイオキシン類のモニタリング研修（環）
- ・環境分野の国際協力への派遣専門家育成のための研修（エコエイド）（環）
- ・国立環境研究所環境研修センターにおける研修の実施（環）

- ・国立環境研究所の研究推進のための各種研修（環）
- ・国立オリンピック記念青少年総合センターにおけるボランティアリーダーの育成（文）
- ・社会教育主事、博物館の学芸員等の資質向上のための研修（文）
- ・青少年野外教育指導者研修事業（文）
- ・自然体験リーダー等登録制度に関する調査研究（文）

工．教材・手法の提供

環境教育・環境学習の教材・手法は、それぞれの政策分野において開発されているが、体系的な整備が遅れている。

（施策例）

- ・総合環境学習ゾーン・モデル事業、自然系環境学習普及促進事業による教材利用の推進（環）
- ・環境学習のためのモデル的プログラム開発（環）
- ・地球環境戦略研究機関における環境教育・環境学習の研究（環）
- ・生涯学習振興のためのボランティア活動の支援・推進（文）
- ・小中学校、専修学校等の教室開放による環境教育・環境学習の機会の提供（文）
- ・男女の共同参画セミナーの開催、女性の社会参画のための学習の推進、女性のエンパワーメントのための学習促進（文）
- ・国立オリンピック記念青少年総合センターにおける青少年教育ネットワークシステムの開発（文）
- ・青少年の国際交流の促進（文）
- ・子育て支援ネットワークの充実、子育て支援交流事業（ふるさと親子グリーンボランティア等）（文）

広報の充実

環境月間等における集中的なキャンペーンや、個別分野の広報、普及啓発活動等が実施されているが、さらに効果的な実施が必要な状況にある。

（施策例）

- ・環境の日全国一斉街頭キャンペーン事業（環）
- ・環境月間テレビ放送実施等の環境月間キャンペーンの実施（関係省庁）
- ・地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策推進大綱による取組推進のための国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組の検討・実施（関係省庁）
- ・「小鳥がさえずる森づくり運動」推進のためのコンクール（環）
- ・野外教育体験月間の実施（文）
- ・EICネット等による情報提供（環）

なお、施策の全体については、資料2に示した。

(2) 個別分野の環境教育・環境学習

環境教育・環境学習は、個別政策分野においても政策推進のための有効な手段として位置付けることができる。個別政策分野の中で、近年注目を集めている地球温暖化対策と廃棄物・リサイクル対策についての環境教育・環境学習の実施状況を整理すると、次のとおりである。

なお、環境教育・環境学習は、ライフスタイルの見直しや社会経済システムの変革を通じてすべての環境問題の解決に有効な政策手段であり、特に、個人の行動が直接に環境負荷の削減に結びつく分野においては、即効的な効果が期待される。このような分野としては、地球温暖化、廃棄物・リサイクルのほか、例えば、閉鎖性水域の富栄養化問題、交通公害問題、近隣騒音問題等が挙げられる。

地球温暖化対策

地球温暖化対策推進大綱（平成10年6月）において「ライフスタイルの見直し」が大きな政策の柱として位置づけられ、同大綱に基づく各種施策が実施されている。また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、地球温暖化防止活動推進員制度並びに全国及び都道府県の地球温暖化防止活動推進センターの指定制度が設けられた。

（施策例）

- ・ 地球温暖化防止対策の国内普及・取組促進（環）
- ・ 地球温暖化防止のための民間事業者の自主的取組促進（環）
- ・ 環境教育を担当する教員に対する研修、教員用の環境教育指導資料の作成(文)
- ・ 太陽光発電等の環境に配慮した学校施設（エコスクール）のモデル事業（文）
- ・ 温暖化防止のための国民参加による森林・緑の保全、創出(農)
- ・ 森林の新たな利用総合対策（農）
- ・ 植樹祭、緑の週間等の緑化運動の展開（農）
- ・ 省資源・省エネルギー型生活パターンの定着のための環境教育（経）

廃棄物・リサイクル対策

廃棄物・リサイクル対策の推進に当たり、各種の普及啓発活動が行われている。また、ダイオキシン対策推進基本指針（平成11年3月）においても、環境教育・環境学習の充実、強化がうたわれた。

(施策例)

- ・産業廃棄物処理のための行政指導（厚）
- ・食品廃棄物の排出抑制のための製造業、流通業、消費者の協力（農）
- ・古紙リサイクル促進（通）
- ・省資源・省エネルギー型生活パターンの定着のための環境教育（経）

(3) 実施状況の評価の在り方

評価手法の開発

環境教育・環境学習の評価としては、各種施策により促された学習者の理解度や育成された能力を評価する手法については諸外国を含めて開発されつつある。

しかし、前記2(1)(2)で述べてきたような環境教育・環境学習に関する施策により導かれた具体的な環境保全行動や、その結果としての環境改善効果との関係から、環境教育・環境学習に関する施策を評価する手法については未開発の状況にある。

環境教育・環境学習に関する施策を、その施策により導かれた環境改善効果との関係で評価した事例としては、CO₂削減効果把握のために行われた東京都世田谷区代沢中町の社会実験が注目される。こうした具体的な効果把握事例を継続的にモニターすることによって、学習効果を的確に把握することのできる適切な評価手法の開発が必要である。

個別施策ごとのフォローアップによる評価

環境保全行動や環境改善効果との関係での施策総体の評価が困難な現時点においては、個別の施策ごとに実施状況のフォローアップを行い、多角的に評価することが適切である。

多角的な評価に当たっては、例えば、答申にあるように「総合的であること」、「目的を明確にすること」、「体験を重視すること」、「地域に根ざし、地域から広がるものであること」などの観点は重要である。

また、答申では、「すべての関連施策を『関心の喚起 理解の深化 参加する態度・問題解決能力の育成』を通じて『具体的な行動』を促すという一連の流れのなかに位置付けること」を指摘しており、この流れの中で具体的行動を促す効果的な施策となっているかどうかという観点も重要である。

なお、「具体的な行動」を促すという観点から見ると、現在実施されている環境教育・環境学習に関する施策（前記2(1)(2)参照）は、「関心の喚起」に重点が置かれているものが多く、具体的な行動を促すための「参加」や「問題解決」という面からは、更なる工夫が必要な状況にある。（資料3参照）

3. 環境教育・環境学習の今後の方針

(1) 中央環境審議会答申で示された方向

昨年12月の中央環境審議会の答申においては、環境教育・環境学習の意義が次のとおり整理された。

「環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成すること」を通じて、国民一人ひとりを「具体的行動」に導き、持続可能なライフスタイルや経済社会システムの実現に寄与するもの

また、環境教育・環境学習の実施に当たっての留意点としては、総合的であること、目的を明確にすること、体験を重視すること、地域に根ざし、地域から広がるものであること、の4点が指摘された。

答申では、こうした整理を行った上で、環境教育・環境学習の推進の方向として、場をつなぐこと、主体をつなぐこと、施策をつなぐこと、の3点を指摘し、学校、家庭、企業等の場において、行政、事業者、民間団体、国民等の主体が連携・協働しながら、様々な施策を横断的・総合的につないで実施することが重要であることが強調された。

そして、環境教育・環境学習の具体的な推進方策として、人材育成、プログラム整備、情報提供、実践的体験活動の場や機会の拡大、各省庁間の連携強化、国と地方公共団体の役割分担及び連携強化、ビジネスの視点からの環境教育・環境学習の推進、国際協力、の8つの項目が提示された。

今後の環境教育・環境学習の中長期的な展望を検討するに当たっては、以上の答申の考え方を十分に踏まえる必要がある。

(2) 答申における発想の転換

(環境教育・環境学習の範囲の拡大)

答申においては、テサロニキ宣言等で示された国際的動向をも踏まえて、従来の環境教育・環境学習の内容を大幅に拡大する必要性を指摘している。すなわち、今後の環境教育・環境学習は、環境汚染や自然保護のみならず、消費、歴史、文化、食、居住、人口等、自然系、都市・生活系等の様々な要素を含めて多岐にわたり、「持続可能な社会の実現のための教育・学習」という幅広い文脈で理解すべきことを指摘している。

例えば、消費者教育は、消費行動を通じて企業活動そのものに影響を与え、持続可能な経済社会実現にとっても極めて重要な意義を有する。また、地域づくりのための教育・学習は、地域の環境のすばらしさを自覚すること等により保全行動を促すものであり、持続可能な地域社会づくりに收れんしていくものである。

今後の環境教育・環境学習は、こうした広がりをもって推進される必要がある。

(多面的な学習による問題解決能力の育成)

現在の多様化し複雑化する環境問題は、様々な物質循環やエネルギー、食料、人口問題を始め、現代のライフスタイルからそれを支える社会経済システムに至る様々な事項が相互に関連しながら環境に影響を与えた結果起こっており、その理解のためには問題を全体的（ホーリスティック）に捉える必要がある。

こうした環境問題の解決のためには、自然の仕組みや環境問題に関する知識に加え、批判すべき点も含めて多面的に物事を考え自ら課題を見つける能力、問題を社会的、経済的、文化的な文脈も含めて多角的に分析する能力、様々な主体間の調整を行うためのコミュニケーション能力等、様々な分野にわたる多面的な能力やスキルの育成が必要となる。こうした面からは、知識蓄積型の教育ではなく、体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、そして行動するというプロセスを重視した学習が重要となる。

(トップダウンからボトムアップの発想へ)

現在の環境基本計画においては、環境教育・環境学習の施策は、「学校教育における環境教育」と「社会教育その他多様な場における環境教育・環境学習」に分けられ、後者は「学習拠点の整備」「学習機会の提供」「人材の育成・確保」「教材・手法の提供」に区分されている。これらの中で施策は、国から地方へ、地方から現場へとトップダウンの流れとして推進するという観点から記述されている。これは、環境基本計画が国の施策を明らかにするという性格で作成されていることからやむを得ない部分もある。

しかし、環境教育・環境学習は、答申でも明らかにされたように、関心の喚起、理解の深化及び参加する態度・問題解決能力の育成を通じて、国民一人一人に具体的な行動

を促すものであることから、環境教育・環境学習のための施策についても、国民、N G O、企業等の活動主体（アクター）が自発的に環境に配慮した行動を行うことを中心に構成し直すこと、すなわちボトムアップの発想に組み直すことが重要である。

答申では、こうした「地域に根ざし、地域から広がる」施策としての環境教育・環境学習に関する施策の性格付けがはっきりした形で示されている。したがって、今後の環境教育・環境学習の施策の展開に当たっては、国民一人一人を中心に位置付けて、地域の行政が、N G O、企業、その他の団体を含めた連携の中で環境教育・環境学習に関する様々なサービスを提供できるように、環境教育・環境学習のネットワークを形成し、国は、こうした地域における環境教育・環境学習を支援するためにハードとソフトを含めて基盤整備を行うという発想の転換が必要である。

(3) 具体的施策の推進方策

答申で示された具体的施策の推進方策の8項目は相互に関連しており、これらの関係を整理すると、第1図のとおりとなる。

すなわち、「人材育成」「プログラム整備」「情報提供」及び「場や機会の拡大」という4つの施策メニューの実施を通じて、実践や体験を重視した環境教育・環境学習を推進することになる。

これらの4つの施策メニューの実施に当たっては、前記のとおり、個人が主体的に学習を行うことを、N G O等の「民間事業者」が支援する。この学習のための地域におけるネットワーク化等を「地方公共団体」が支援する。そして、「国」はそのための基盤整備を行うという構造になる。その際、地方公共団体や国の行政内部における適切な役割分担と連携強化が重要である。国際協力は、以上の4つの政策メニューにも、N G O、事業者等の支援や地方公共団体及び国の施策の推進にも関わるものである。

4つの施策メニュー、「人材育成」「プログラム整備」「情報提供」及び「場や機会の拡大」を、すべての関連施策を「関心の喚起 理解の深化 参加する態度・問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れのなかに位置付けるという考え方で現行施策を整理すると、第2図のとおりとなる。

必ずしもすべての施策が関心 理解 行動というプロセスを通じて展開されるものではなく、また、必ずしもすべての施策が「関心」「理解」「行動」の一つの範疇内に収まるものではないものの、この第2図は、環境教育・環境学習に関する施策展開のイメージを与えてくれる。

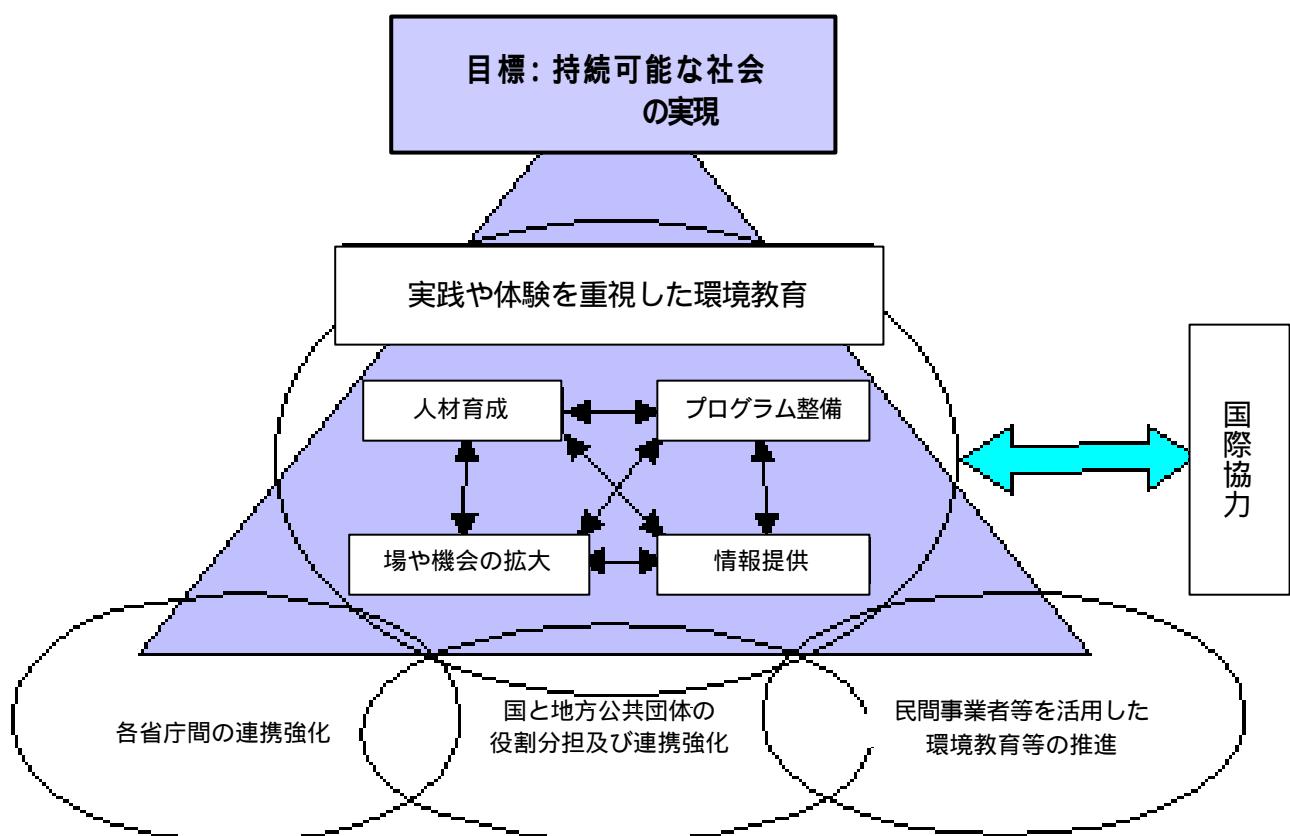
これらの環境教育・環境学習に関する施策は、それぞれの個人のライフステージに応じて、適切な場と施策が組み合わされて実施されることとなる。このことを示したもののが第3図である。

ある個人は、様々な主体が関わる様々な場を通じて行動することとなるが、環境教育・環境学習は個人のライフスタイルを持続可能なものに変革することを意図して行われるものであるから、その個人が生活する様々な場を通じて効果的な施策が推進されが必要であり、これらの場、施策の主体、施策を相互に「つなぐ」ことが極めて重要であることが理解できる。

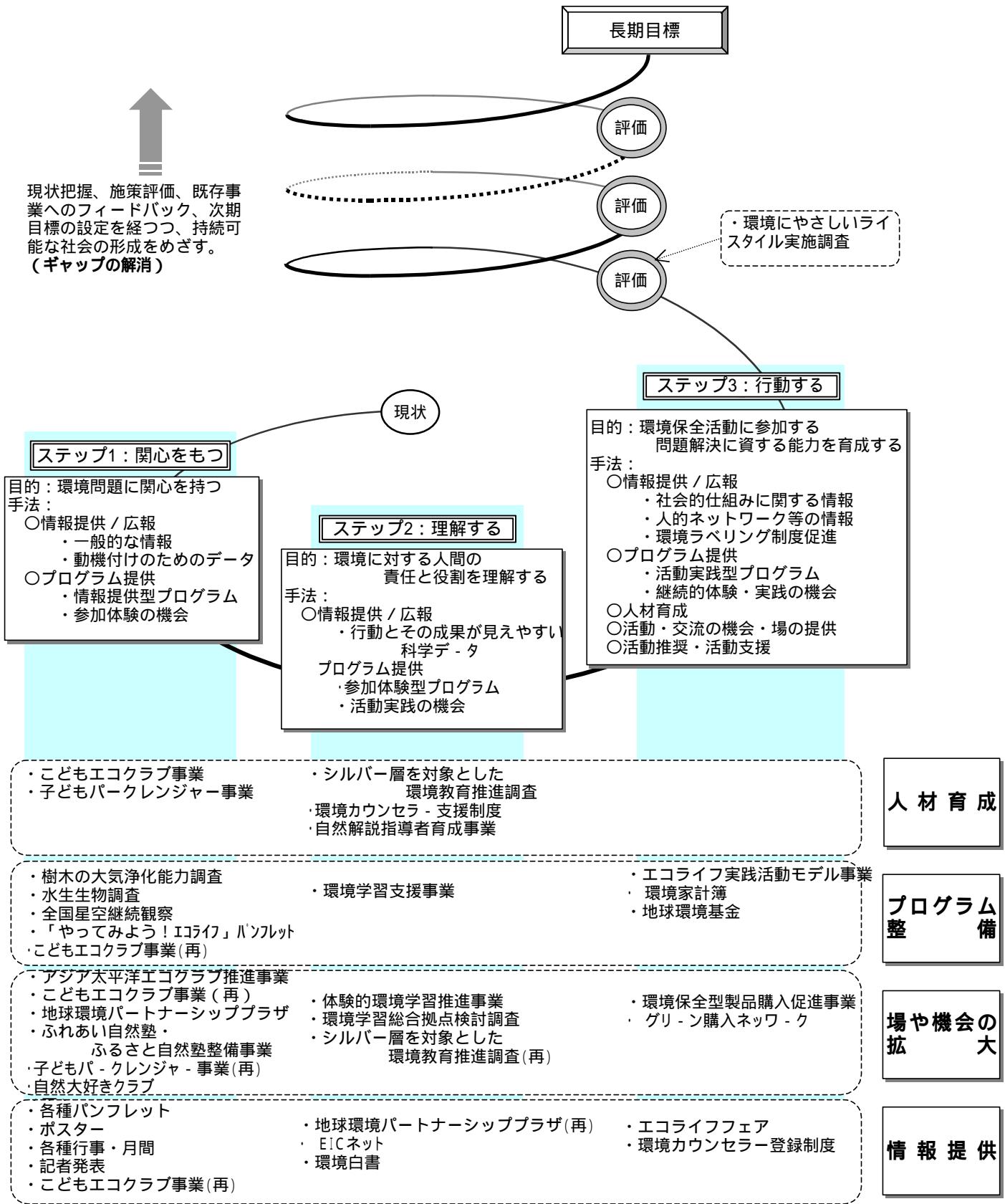
第1図

環境教育・環境学習答申の概要

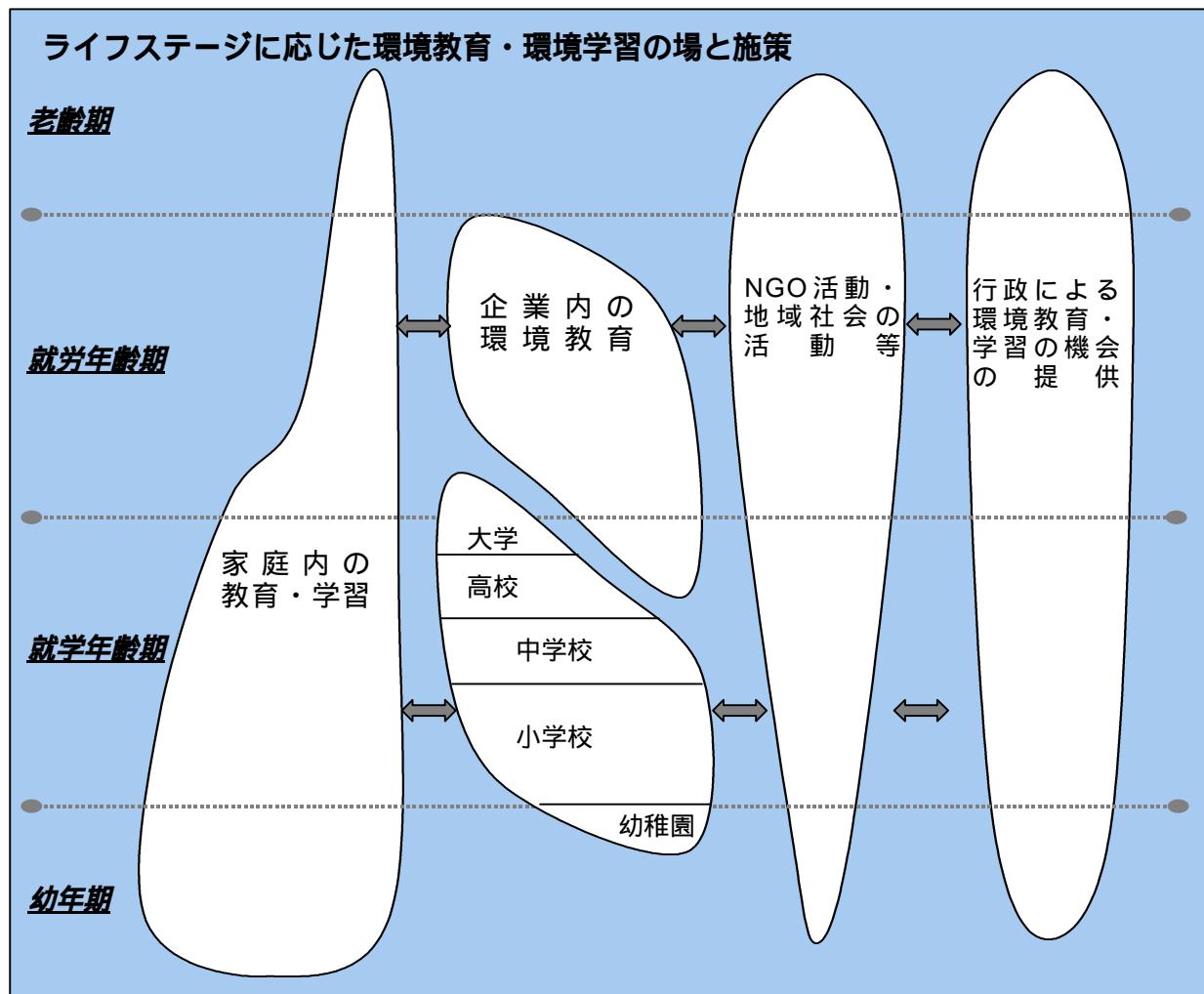
平成11年12月 中央環境審議会



第2図

中長期的なライフスタイル見直しのための
施策展開イメージ

第3図



環境教育・環境学習に関する施策の今後の方向について、以上のことと前提としながら整理すると、次のとおりとなる。

人材の育成

(考え方)

環境教育・環境学習の推進のためには、地域において自主的、自発的に活動を企画・推進・調整する仕組みを支える人材の養成が必要である。このため、環境教育・環境学習の具体的な企画を行う役割を担う人（プランナー）活動の場で参加者の自発的行動を上手に引き出したり促進したりする役割を担う人（ファシリテーター）様々な人、組織やネットワーク作りを調整する役割を担う人（コーディネーター）の育成が急務となっている。

こうした役割を担うことのできる人材として、教育施設や行政、企業等からの人間に加え、地域における環境保全活動の実践リーダーを、自然の仕組みや地球環境問題等に関する正確な知識と環境倫理を有し豊かな感受性を持った存在に育成していくことが必要である。

(具体的施策)

人材の育成の観点からは、例えば、次のような施策を推進する必要がある。

- ・環境カウンセラー登録制度、地方公共団体の各種環境アドバイザー制度、自然体験活動指導者の共同登録制度等により、民間に存在する環境の専門家の活用
- ・地方公共団体の実施するリーダー育成講座等、地域の学習ネットワークを支える人材の育成に関する施策の推進及びネットワーク形成の支援
- ・環境教育・環境学習に携わる地方公共団体の職員等に対する研修の充実（環境研修センター等の国の研修施設におけるプログラムの充実）
- ・学校教育において環境教育に携わる人材の研修の推進
- ・大学や民間団体において、環境教育を職業とする専門家の育成
- ・パークボランティア、自然解説指導者の育成、地球温暖化防止活動推進員制度の推進等、個別分野における人材の育成の推進
- ・経験豊かなシルバー層の指導者としての活用等、ライフステージに応じた人材活用のための方策の推進

プログラムの整備

(考え方)

現在の環境教育・環境学習のプログラムは、前記のように環境汚染や自然保护を超えて

た広範な広がりをもって整備されているとは言えず、都市・生活系のプログラム等を始め充実が求められている分野について、環境教育・環境学習のプログラムの体系的な整備を図ることが必要である。

プログラムの整備に当たっては、全体の枠組みの中で、テーマや場に応じ、学習段階ごとのねらいを明らかにして、様々なプログラムを有機的に結びつけることが重要である。

また、「関心の喚起 理解の深化 参加する態度・問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れから、プログラム相互間の連携を図ることも重要である。

(具体的施策)

プログラムの整備の観点からは、例えば、次のような施策を推進する必要がある。

- ・充実が求められる分野における環境教育・環境学習プログラム整備の促進（地方公共団体における地域特性に応じたプログラム開発のため、国によるモデル的な支援の実施及びその成果の普及等）
- ・国立公園のビジターセンター等、国の施設における先進的なプログラムの整備の推進
- ・若年層、シルバー層等、各々のライフステージに応じて、各種主体が様々な場において実施する環境学習プログラムの連携策の検討
- ・総合的な学習の時間において環境教育・環境学習を取り上げる学校のニーズに対応可能なよう、教材、プログラム等の必要な支援の推進
- ・環境教育・環境学習の指導者のためのマニュアル類の整備
- ・各種環境学習拠点の実践事例の紹介等による情報の共有化の推進

情報の提供

(考え方)

主体的な環境学習や実践行動の促進のためには、環境の現状や環境問題に関する正しい情報が欲しい時に欲しい形で入手できるように基盤整備を行うことが必要である。

また、幅広く意識啓発を進めるために各種の集中的なキャンペーンを実施することが効果的である。情報の提供に当たっては、マスメディアを含む様々なメディアを効果的に活用することが必要である。

(具体的施策)

情報の提供の観点からは、例えば、次のような施策を推進する必要がある。

- ・自然とふれあう場や機会の情報、各種の学習プログラムの情報、各種施設及び団体の

情報等、環境教育・環境学習を進める上で基盤となる情報の収集及び提供の推進（民間団体等も参加したEICネットのイベント情報の充実等）

- ・EICネットにおける子ども向けのページの充実等、対象を明確にした効果的な情報の提供による環境学習・環境教育の推進の支援
- ・消費行動を通じた持続可能なライフスタイル実現の観点から、エコマーク等のエコラベル制度、グリーン購入に必要な製品情報等、消費者や事業者の製品選択に必要な情報の提供の推進
- ・マスメディア、ローカルメディア、インターネット等の様々なメディアの効果的な活用による、環境教育・環境学習の推進に必要な各種情報の提供の推進（各種普及啓発における各メディアにわたる集中的なキャンペーンの実施等）

環境教育・環境学習の場や機会の拡大

（考え方）

地域の人々が気軽に訪れる事のできる一定の地理的範囲内に、環境学習や実践活動の多様な場や機会が存在することが必要である。また、全国的なイベントやキャンペーン等、環境学習が広範囲に連携した形で効果的に実施されるための機会の提供も重要である。

（具体的施策）

環境教育・環境学習の場や機会の拡大の観点からは、例えば、次のような施策を推進する必要がある。

- ・環境学習センターや公民館、児童館、博物館等の各種施設の地域における環境教育・環境学習の拠点としての活用の促進
- ・学校開放事業と環境教育・環境学習の連携
- ・自然公園内のビジターセンター、地球環境パートナーシッププラザ等、国の施設の活用による先進的な各種主体の交流事例の提示及び促進
- ・多様な自然環境の保全と環境教育・環境学習のフィールドとしての活用
- ・全国地球温暖化防止活動センター、都道府県地球温暖化防止活動センター等、各個別分野における環境学習の場及び機会の拡大
- ・人材育成、プログラム開発、実験的・先導的な環境教育・環境学習の実施、情報提供等の拠点としての中核的な機能の在り方の検討
- ・こどもエコクラブ事業の推進、エコライフフェアの開催、環境月間の実施等、全国的及び広域的な観点からの学習機会の提供

各種主体の連携

(考え方)

前記3(2)でも述べたように、国民、N G O等が自主的、自発的に学習を行うことのできる条件整備を行政が行うという観点から、地方公共団体や国等の各種主体の連携が図られる必要がある。このような観点からすれば、行政のみでは、国民一人一人の意識変革まで含めて対応することは不可能であり、N G Oや企業等とも連携しつつ、地域に根ざし、地域から広がる形の環境教育・環境学習を推進する必要がある。

この観点からは、地方公共団体の役割が重要であり、地方公共団体は人口規模や地域の特色に応じて具体的な環境教育・環境学習を推進し、国はそれを支援するために、各省庁が連携しつつ基盤整備を行うことが適切である。

(具体的施策)

環境教育・環境学習を担う各種主体の連携という観点からは、例えば、次のような施策を推進する必要がある。

- ・環境学習を行う個人、N G O等のグループ、それを支援する環境カウンセラー等の専門家等、民間における各種主体の連携の促進
- ・地方公共団体は、関係機関や民間団体等とも連携しつつ、地域の特性に応じて環境教育・環境学習に関する施策を推進（都道府県が地域活動の核となるリーダーの養成を行い、市区町村が一般を対象とした普及啓発や地域密着型のボランティア活動を推進する等、都道府県と市区町村の適切な役割分担が重要）
- ・国は、地方公共団体職員の研修や情報提供等の基盤整備、地方公共団体相互間の情報交流等を通じて地域における取組の支援等を行うとともに、地方公共団体、民間団体、事業者、住民のパートナーシップによる先進的な環境教育・環境学習の事例を支援するためのモデル事業等を推進
- ・国における関係省庁間の連携強化を目的とした、環境保全に関し各省庁の調整役たる環境省における環境教育担当組織の強化等
- ・環境教育を担う各省庁間の連携のための恒常的な場の設定及び個別分野での連携強化
- ・各省庁の業務における環境教育の専門家の育成（関係省庁間、各種団体との間での人事交流の促進）
- ・国の地方支分部局等による地域活動への積極的な参画

民間事業者等と環境教育

(考え方)

野外体験等の場や学習機会を提供する企業やN G Oを含む民間事業者は、環境教育・環境学習を担う主体として重要な役割を果たしている。

一方、一般の企業において、企業内教育は環境教育・環境学習の重要な構成要素であるとともに、自主的、自発的な環境保全への取組も、持続可能な社会経済システムの実現につながる試みとして、広い意味での環境教育・環境学習の取組と位置付けられる。

さらに、企業は持続可能な社会経済システム構築の上で製品・サービスの提供という重要な役割を担っており、企業、消費者、N G Oの相互連携を図りつつ、持続可能なライフスタイルの実現に向けた製品・サービスの普及が重要な課題となっている。

(具体的施策)

民間事業者との連携、企業における取組等という観点からは、例えば、次のような施策を推進する必要がある。

- ・N G O、企業を含む民間事業者による施設やサービスの提供を活用した環境教育・環境学習の推進（野外体験、エコツアー等の様々な体験学習活動機会を提供する民間事業者との連携、企業のメセナとしての様々な環境学習支援活動の促進、各種制度による自然体験指導者のレベル確保等）
- ・環境保全に関する企業内教育の徹底のための情報提供
- ・環境マネージメント・システムや環境報告書等、企業における自主的積極的取組の推進
- ・オフィス町内会等、企業活動における環境保全型製品の積極的購入の推進
- ・エコマーク等による環境保全型製品の認定、消費者への情報提供

国際協力

(考え方)

諸外国の先進的な事例を学ぶとともに、我が国の環境教育・環境学習に関する経験を他国と共有し、開発途上国の取組を支援する。特に、開発途上国におけるキャパシティビルディングの一環として、環境教育・環境学習に携わる人材の育成が重要である。

(具体的施策)

環境教育・環境学習に関する国際協力を推進する観点からは、例えば、次のような施策を推進する必要がある。

- ・国際会議の開催（こどもエコクラブアジア太平洋会議等）を通じた国際協力
- ・GLOBE プログラム等の国際的な環境教育プログラムの推進
- ・アジア太平洋地域等における連携の仕組みの検討
- ・開発途上国を対象とした人材育成や教材開発等の環境教育支援プロジェクトを実施
- ・環境分野の各種国際協力の実施における、環境教育・環境学習の手法の活用

(4) 個別分野における施策の方向

前記2(2)で取り上げた地球温暖化対策及び廃棄物・リサイクル対策について、今後の環境教育・環境学習に関する施策の方向を整理すると、次のとおりである。

地球温暖化対策

(考え方)

温室効果ガスの排出量は、近年特に民生部門において増加している。このため、温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルの実現を通じた温室効果ガスの削減が不可欠な状況にある。

京都議定書に示された我が国の目標（1990年レベルから6%削減）に向けたシナリオにおいては、ライフスタイルの変更による削減量が見込まれているが、これを実現するためにも、地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策推進大綱に基づき、戦略的に環境教育・環境学習を実施することが必要である。

(具体的施策)

地球温暖化防止という観点からは、例えば、次のような環境教育・環境学習に関する施策を推進する必要がある。

- ・地球温暖化防止活動推進員を中心とした人材の活用及び活動の組織化の推進
- ・地球温暖化防止活動推進センター制度の推進、都道府県センターの指定の推進並びにこれらのセンターを拠点としたプログラムの実施及び情報の提供
- ・センターを中心として、国、地方公共団体、民間団体、事業者、住民が参画するパートナーシップ型の事業を実施
- ・国と地方公共団体の適切な役割分担（国：全国センターを通じた都道府県センターに対する人材育成のノウハウ及び各地の情報の提供並びに地方相互間の連携の確保。地方公共団体：都道府県センターを活用した、それぞれの地域特性に応じた人材育成及び地域住民への情報提供）
- ・国際協力として開発途上国における専門家育成、民間国際協力としてのNGO活動支援

廃棄物・リサイクル対策

(考え方)

廃棄物問題は国民一人一人のライフスタイルに深く根ざした問題であり、施策の推進のためには国民の意識改革が必要である。循環型社会を形成するためには、事業者や国

民が、知識を修得し、理解を深めることにより、廃棄物の排出量の削減、使用済み製品の再利用、廃棄物の分別排出等を通じたリサイクルの促進を自主的、自発的に行うための状況を創出することが重要である。

(具体的施策)

廃棄物・リサイクル対策の観点からは、例えば、次のような環境教育・環境学習に関する施策を推進する必要がある。

- ・廃棄物・リサイクルに関する指導者の育成・能力強化及びネットワーク化
- ・キャンパス、オフィス、商店街等、様々な場における廃棄物・リサイクルに関する環境教育・環境学習の実践
- ・廃棄物・リサイクルに関する普及啓発の推進（ごみ減量化推進全国大会の開催等）
- ・廃棄物・リサイクルに関する情報の提供（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の実施に向けた制度の正確な情報の提供等）

おわりに 環境基本計画における環境教育・環境学習に関する施策の位置付け

環境教育・環境学習に関する施策は、本報告で繰り返して強調しているように、具体的行動を通じてライフスタイルや社会経済システムの変革につながることを意図して実施されるものである。

すなわち、環境教育・環境学習は、廃棄物問題や水質汚濁問題、地球環境問題等、ライフスタイルや社会経済システムの変革が無ければ根本的な解決につながらない今日の環境問題を解決するための重要な政策手段として、それぞれの問題分野において実施されるべきである。

このような認識の下、環境基本計画の見直し作業に当たっても、環境教育・環境学習をすべての個別政策分野において問題解決のための有効な政策手法（ツール）を提供するものとして位置付けることが極めて重要であることを強調しておきたい。

こうした環境教育・環境学習の手法をそれぞれの政策分野において効果的に利用するため、それぞれの政策立案・企画の段階から、環境教育・環境学習の手法の導入を必ず検討すること、政策実施に当たっての要綱、通知等の政策文書において、それぞれの施策が国民の関心と理解と参画を得て実施されるための措置の規定を必ず検討すること等、具体的な措置が講じられることが必要である。

また、環境教育・環境学習のプロセスは、国民一人一人が自ら関心を持ち、考え、参加し、行動するという自主的、自発的な行動を促すことを意図したプロセスであることから、環境教育・環境学習の施策は、個人を主体にし、N G O、企業、行政等のパートナーシップの下で実施するという新しい行政手法により推進されることが望まれる。このようなパートナーシップ型の行政手法は、単に行政が国民に働きかけるということにとどまらず、パートナーシップのプロセスの中で、行政側の意識変革をもたらす契機になり得るものである。環境行政のすべての個別政策分野において環境教育・環境学習の手法が検討されることにより、より国民に開かれた形で、国民の理解と協力の下、環境行政を強力に推進することのできる基盤が形成されることが、強く期待される。